

バナナ公園多目的お祭り広場貸出規約

本規約は、バナナ公園内の有料施設（多目的お祭り広場）の貸し出しに関するルールを定めたものです。ご利用にあたっては、本規約の内容をご確認のうえ、同意いただく必要があります。

第1条（貸出対象施設）

1. 本規約に基づき貸し出す有料施設は、バナナ公園内の多目的お祭り広場とします。
2. 利用は、時間区分ごとの貸し出しとし、事前の予約が必要です。

第2条（利用対象）

1. 原則として、施設の利用はどなたでも可能です。
2. ただし、中学生以下の方のみでのご利用はできません。必ず保護者または引率者の同伴が必要です。
3. 政治的または宗教的な集会、ならびに勧誘を目的とする利用はできません。

第3条（予約方法および受付）

1. 予約は公園窓口またはウェブ予約システムにて受け付けます。
2. 電話による受付は行いません。
3. 窓口での予約は、毎月1日9:00より翌々月の受付を開始します。
4. ウェブ予約は、登録済みの団体に限ります（登録後、予約用URLをお知らせいたします）。
5. ウェブ予約は、毎月末日の20:00～21:00ごろに翌々々月分の予約受付を開放します。（例:5月末日に8月分開放）
6. 連続して3日以上のご利用を希望される場合は、4か月前より受付いたします。事前に管理事務所までお問い合わせください。
7. 予約は、原則として先着順で受け付けます。
8. 窓口での予約時にスタッフが不在の場合は、備え付けの申込書に必要事項をご記入のうえ、所定のポストへご投函ください。

第4条（利用料および収益発生時の対応）

1. 時間区分ごとに別紙のとおり利用料を徴収します。
2. 施設を利用する際に電気や水道を引き込む場合は、別途使用量に応じた費用をご負担いただきます。
3. 利用料金は、沖縄県都市公園条例の改定に伴い変更する場合があります。

第5条（利用上の注意事項）

1. 利用後は、使用した備品の片付け・清掃を必ず行ってください。
2. 持ち込まれた私物およびゴミは、すべて利用者の責任でお持ち帰りください。
3. 利用時間は厳守してください。
4. 施設内へのペット（愛玩動物）の持ち込みは固くお断りいたします。
5. サークル活動等に関する広報（紙面・Web・SNS等）には、必ず団体または個人の連絡先を明記し、バナナ公園に問い合わせが入らないよう配慮ください。
6. 他の公園利用者が不快・不安に感じるような大きな音・声を出す行為が確認された場合は、以後の利用をお断りすることがあります。
7. 管理上の都合により、施設のご利用をお断りする場合があります。
8. 利用およびそれに伴う第三者への損害等に対して、バナナ公園は一切の責任を負いません。

第6条（予約のキャンセル・変更）

1. 自己都合により、利用日の4日前の17時以降にキャンセルされた場合、利用料の全額をお支払いいただきます。
2. グラウンドコンディション不良によるキャンセルは、利用料は発生しません。
3. 無断キャンセルがあった場合、以後の予約はすべて取消しとさせていただきます。

第7条（利用の公平性）

1. 毎週特定の曜日に継続して使用されている場合、他の利用希望者にご配慮いただき、利用をお譲りいただく場合があります。
2. 年間スケジュールはお預かりできませんので、必要に応じて都度ご予約ください。

第8条（利用料のお支払い）

1. 利用料は、都度払いまたは月末締めによる請求書払いのいずれかとなります。
2. お支払いは、翌月の初回利用時まで現金、銀行振込、クレジットカードのいずれかでお願いします。

第9条（予約の取り消し）

1. 次の事項に該当する場合は、予約を取り消します。
 - ① 虚偽の申請、その他不正な手段により予約をした事実が明らかになったとき
 - ② 公序良俗、法律に違反すると認められたとき
 - ③ 利用料金を滞納したとき
 - ④ 台風や地震、その他の自然災害などにより公園を閉園するとき
 - ⑤ その他、施設の管理運営上支障があると認められたとき

第10条（利用停止措置）

1. 本規約を遵守いただけない場合、以後のご利用をお断りさせていただくことがあります。

第11条（その他）

1. 本規約は、管理者の判断により必要に応じて改定する場合があります。
2. 申請時に提供いただいた個人情報、本施設貸出業務の範囲内でのみ利用し、その他の目的には使用しません。
3. 反社会的勢力（暴力団、暴力団関係者、その他これに準ずる者を含む）に該当する団体・個人は、本施設を利用することはできません。

附則

この規約は、2025年8月1日より適用する。

別紙

多目的お祭り広場

区分			基準額				備考
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)	
グラウンド	入場料を徴収しない場合	一般・学生	1,940円	1,940円	3,880円	550円	利用面積が2分の1以下の 場合の基準額
		高齢者	960円	960円	1,920円	270円	
		児童・生徒	960円	960円	1,920円	270円	
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額				は、当該基準額の2分の1の額とする。
照明設備	全点灯		1時間につき 490円				
	2分の1点灯		1時間につき 240円				
	4分の1点灯		1時間につき 120円				

(注)

- 1 「時間外」とは、9時前又は17時後に有料公園施設等を利用する場合をいう。
- 2 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 4 「一般・学生」とは、幼児、児童・生徒及び高齢者以外の者（3歳未満の者を除く。）をいう。
- 5 「入場料」とは、入場料、整理料その他名義のいかんを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

備考

- 1 次の者からは利用料金を徴収しない。

(1) 3歳未満の者